

## 新プランで「基本目標」を設定する際の「重点課題」からの変更点(案)

資料2

	現プランにおける重点課題	⇒	新プランにおける基本目標	
重点課題Ⅰ	政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進	⇒	政策形成及び意思決定の場における男女共同参画の推進	基本目標Ⅰ
重点課題Ⅱ	男女共同参画に関する教育・学習の推進	⇒	男女共同参画に関する教育・学習の推進	基本目標Ⅱ
重点課題Ⅲ	子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援	⇒	子育て・介護等と仕事との両立の支援	基本目標Ⅲ
重点課題Ⅳ	労働の分野における男女共同参画の推進	⇒	労働の分野における男女共同参画の推進	基本目標Ⅳ
重点課題Ⅴ	女性に対する暴力の根絶と被害者支援	⇒	女性に対する暴力の根絶と被害者支援	基本目標Ⅴ
重点課題Ⅵ	市民活動・企業との連携	⇒	地域における男女共同参画の推進	基本目標Ⅵ

### 〔変更点〕

- 現プランの重点課題Ⅲの「地域活動」の部分については、新プランの基本目標Ⅵ「地域における男女共同参画の推進」に組み替えを行い、新プランの基本目標Ⅲは「子育て・介護」を中心としたものとする。
- 現プランは、重点課題Ⅰ～Ⅴが男女共同参画を進めていくための目標であるのに対し、重点課題Ⅵのみが男女共同参画を進めていくための手法となっている。新プランにおいては、手法である「連携」の部分について重点課題からの組み替えを行い、施策とは別章となる「計画の推進」の中の「推進体制」に入れるものとする。
- 新プランの基本目標Ⅵについては、総合計画の方針を反映して、「地域」を強く出していくものとする。行政だけではなく、市民・企業等と協働して地域における男女共同参画を推進し、地域の課題について取り組んでいくものとする。